

人生の卒業準備を応援します！ おひとり様などの終活支援事業

市は、平成28年7月から「葬儀生前契約支援事業」として、葬儀をする身内などがおらず生活にゆとりがない人の葬儀・納骨の生前契約を支援してきました。また、対象でない人には、葬祭事業者の情報提供や、司法書士会や行政書士会などの窓口の案内をしてきました。6月から、より多くの人のニーズに応えるため、同事業をリニューアルしました。

■ 終活の相談は大和市へ！ 対象者を拡大してリニューアル

亡くなった後の葬儀のことが不安です。

分かりました。何でもご相談ください。

専門の事業者におつなぎいたします。

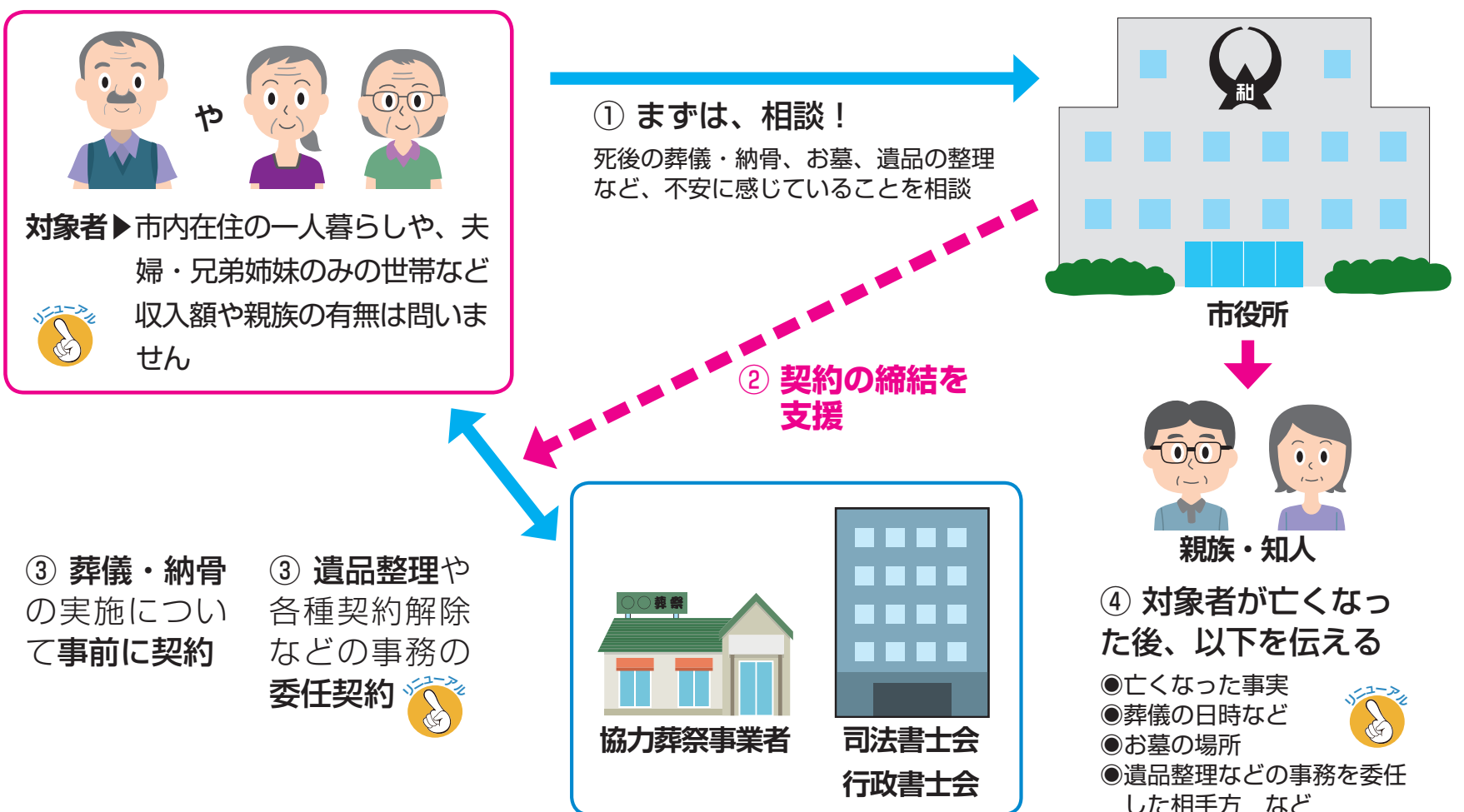
ありがとうございます。安心しました。

私が亡くなったこと、お墓の場所などを友人に伝えたいです。

ご安心ください。市が、代わりにお伝えします。

相談窓口

葬儀に関する不安や、遺品整理の心配は、大和市へご相談ください！

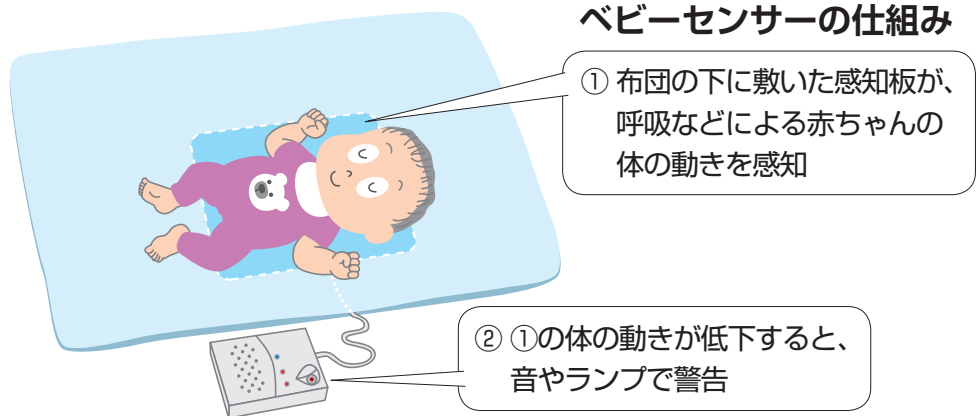


2つの「赤ちゃんまもるくん」で 赤ちゃんをより安全に

「赤ちゃんまもるくん2」 睡眠時の事故リスクを低減

■ 市内すべての保育施設などにベビーセンサーを配付

赤ちゃんの睡眠時の事故は、重大事故につながるリスクがあります。市内すべての保育施設などにベビーセンサー（赤ちゃんの呼吸に応じた体の動きを感知する装置）を配付し、活用することで0歳児の安全対策を強化する「赤ちゃんまもるくん2」を実施します。



ベビーセンサーの仕組み

① 布団の下に敷いた感知板が、呼吸などによる赤ちゃんの体の動きを感知

② ①の体の動きが低下すると、音やランプで警告

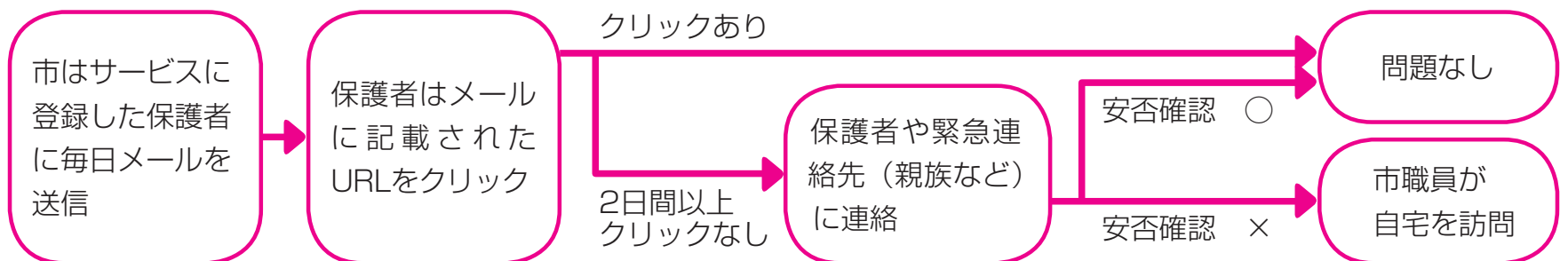
「赤ちゃんまもるくん」 メールで保護者の安否を確認

保護者が急病で動けなくなったり亡くなったりしてしまうと、自分で助けを呼べない赤ちゃんに命の危険が迫ります。市は、そのようなリスクを低減するため保護者の安否確認メールサービス「赤ちゃんまもるくん」を4月に導入しました。



■ 2日間以上保護者の安否確認ができないとき、 保護者や親族などに連絡。状況により市職員が自宅を訪問

サービスのイメージ



対象▶原則、市内在住で3歳未満の子の保護者など

申し込み▶「らくらく予防接種」などのポータルサイト(右のコードを読み取ると便利です)で仮登録。その後、市から送られてくる申請書などを直接または郵送で〒242-8601 保健福祉センターこども総務課へ。



問い合わせは▶

- ・ 赤ちゃんまもるくん2については、保健福祉センターほいく課保育指導担当☎046-260-5672 FAX046-264-0142。
- ・ 赤ちゃんまもるくんについては、同センターこども総務課政策調整担当☎046-260-5606 FAX046-264-0142。